

紋別空港用化学消防車

特記仕様書

令和2年6月

北海道オホーツク総合振興局

目 次

1. 総	則	-----	1 頁
2. 性	能	-----	1 頁
3. 構 造 及 び 機	能	-----	2 頁
5. 塗 装	等	-----	4 頁
6. 装	備	-----	4 頁
7. 付 属 品 及 び 予 備 品 等		-----	4 頁

1. 総 則

1.1 適 用 範 囲

(1) 本特記仕様書は、紋別空港用5,000立級化学消防車（以下「消防車」という。）に係る仕様の詳細について示すものである。

なお、本特記仕様書に規定されていない事項については、別に定める紋別空港用化学消防車仕様書（以下「仕様書」という。）の当該規定（1.2.3項における「I型」とする）による。

1.3 適 用 基 準 等

1.3.1 消防車は、「道路運送車両法」（昭和26年6月1日法律第185号）の規定に適合し、新規検査を受け新規登録を行うこと。

1.6 提 出 図 書 等

1.6.2 取扱説明書

現地取扱説明に使用する取扱説明書の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) オペレーションマニュアル 4部
- (2) 点検整備実施要領書 4部

1.9 納 入 等

(1) 納入場所及び台数

納 入 場 所	所 在 地	台 数	納 入 期 限
北海道オホーツク紋別空港 管理事務所	北海道紋別市小向19番地3	1台	令和4年3月22日

(2) 納入に係る経費等

請負者は、消防車の納入時までに道路交通法に基づく緊急自動車の届出並びに道路運送車両法に基づく新規検査及び新規登録についての申請を行い、緊急自動車届出確認書、自動車検査証及び自動車登録番号標（封印）の交付を受けること。

ただし、消防車に係る「自動車登録番号標」の購入に係る費用については、請負者の負担とする。

また、消防車の納入に際しては、請負者立会の下に現地職員の検収を受けること。

なお、消防車に係る自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料の費用については、請負者が代納することとする。

1.1.3 リサイクル料金

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年7月12日法律第87号「自動車リサイクル法」）に基づく再資源化等の預託金、情報管理料金及び資金管理料金の手続きに係る費用等は、請負者が代納することとする。

なお、請負者は再資源化等の預託金手続きに関する必要な情報について、遅滞なく監督職員に対して提供すること。

1.1.5 指名停止に係る措置

納入消防車については、監督官庁である国土交通省から自動車の製造に関連して、現に指名停止の措置を受け、かつ、製造した車両の調達を行わないこととされている者が製造した車両及びそれらの車両をベースシャーシとして製造したものを除く。

2. 性 能

2.2 消火性能

2.2.1 主タレットノズル

(2) 主タレットノズルの最大（高）放射量は、下表のとおりとし、2段階に放射量の切替えができること。ただし、水成膜形成泡にあっては、泡水溶液に換算した量とする。

消 防 車 型 式	I 型
高放射量 (L/min) 以上 低放射量 (L/min) 以上	4, 500 3, 000
放射量の許容範囲	放射量は高・低のそれぞれの放射において +10%以内、-0%の許容範囲内のこと。

3. 構造及び機能

3. 1 消防車の寸法及び要件

3.1.1 消防車の寸法等

消防車の寸法等は下表のとおりとする。

区 分	単 位	消防車型式
		I 型
(10) 車両総質量	kg 以下	25, 000

3. 3 車体

3.3.1 運転室

(3) 運転室内前方右側位置に運転者席1席を設け、その左側に操作員用座席（以下「操作員席」という。）2席配置し、それぞれに座席ベルトを設けること。また、運転席から操作員席及び操作員席から運転席にそれぞれ各席前方から容易に移動ができること。

(4) 運転者が運転席において、後写鏡又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示で定める基準に適合する後方等確認装置により、自動車の外側線付近及び後方の交通状況を確認できること。なお、運転席が運転室前方右端に無い場合は、道路運送車両の保安基準が定める左側方視界に加えて右側方の視界も確保すること。

(5)

3) 側方

右側及び左側視界限度角を加えた値は、180度以上とする。また、消防車の両側3mの範囲の地上をもミラー等を介して視認できること。

ミラーには熱線曇り止め装置を装備すること（アンダーミラー除く）。

(10) 運転室には、機関の冷却水を熱源とする温水式の暖房装置及びウインドデフロスタを設けること。また、機関用燃料タンクを共用とする、速暖式エアヒーター（暖房能力が1.5 Kw以上）を設け、装置の運転操作は消防車の運転室において行うことができること。

3.3.2 その他

(3) 作業デッキ

消防車の上部には、水補給及び薬液補給作業等を行うために必要な作業デッキを設けること。また、作業デッキの周囲に安全柵等を設置し、転落防止対策を施すこと。

作業デッキの歩廊部にあつては滑り止めを施し、端部にあつては手摺等を設け作業員の転落防止対策を行うこと。

(4) 梯子等

消防車には、作業デッキへの昇降に必要な滑り止め付の梯子又は階段を設けること。また、梯子又は階段の第1ステップまでの高さは、地上700mm以下とする。

角ステップには滑り止め加工を施すこと。

3. 4 泡消火装置

3.4.1 水ポンプ

(3) 水ポンプ性能

水ポンプ性能は、下表のとおりとする。ただし、放水量は水槽吸水にて、すべてのノズルから最大放射量を放射したときの合計放射量とし、2. 2項に規定する消火性能を満足する水ポンプ吐出口放水圧力とする。

区 分	消防車型式
	I 型
1) 放水量 (L/min以上)	5, 700
2) 最高効率 (%以上)	65

3.4.3 水槽

(2) 水槽の規格は下表のとおりとする。

区 分	消防車型式
	I 型
積水容量 (L以上)	6, 100
マンホール (個以上)	1
上部給水口 (個)	1
側部積水口 (片側 個)	2
ポンプ給水口 (mm以上)	65

(8) 付属装置

2) 空気抜装置

水ポンプの吸込及び水槽への水補給時において、水槽内に異常な圧力がかからない構造であること。

なお、空気抜装置は、本号1)に規定するオーバーフローパイプと共用しても差し支えない。

また、予熱ヒーター (100V、2KW以上) を2基備え付けること。

3.4.4 薬液槽

(2) 薬液槽の規格は、下表のとおりとする。

区 分	消防車型式
	I 型
積液容量 (L以上)	400
マンホール (個以上)	1
薬液上部補給口 (個)	1
薬液側部補給口 (片側 個)	1

3.4.5 主タレットノズル

(3) 操作装置

1) 遠隔操作装置

操作員席 (中央位置) より操作が容易な位置に、主タレットノズルのリモートコントローラ、操作・開閉釦及び作動状態を示す表示等を設けて、主タレットノズルの旋回、仰・ふ角度、放射形状の切替装作、放射能力段階の切替操作、水又は水成膜形成泡放射の開始・停止及び機関調速機の設定操作ができること。

3.4.6 バンパータレットノズル

(3) 操作装置

遠隔操作装置

運転者席及び操作員席 (中央位置) よりそれぞれ操作が容易な位置に、バンパータレットノズルのリモートコントローラ、操作・開閉釦及び作動状態を示す表示灯を設けて、バンパータレットノズルの旋回、仰・ふ角度、放射形状の切替操作、水又は水成膜形成泡放射の開始・停止及び機関調速機の設定操作ができること。

3.4.9 薬液混合装置

(1) 薬液混合流量範囲

薬液混合流量範囲は、下表のとおりとする。

区 分	消防車型式
	I 型
混合流量範囲 (L/min)	200～6,200

3.5.5 ハンドラインホースリール装置

(2) 高圧ゴムホース

2) 呼径 19φ～32φ (内径)

3.7 特殊装置

消防車に係る特殊装置については、仕様書に規定する保温装置及び運転室冷房装置を請負者において調達し、取り付けること。

5. 塗 装 等

5.1 塗 装

5.1.4 特殊塗装

納入する消防車の腐食性金属部分の塗装は、5.1.1及び5.1.3項の規定の他に耐塩害塗装を施すこと。

5.2 標示等

5.2.1 消防車車体

(2) 標識番号 (上面、両側面、後面)

消防車標識番号は1とし、仕様書の規定に基づき標示すること。

6. 装 備

6.4 特殊装置

特殊装置の取り付けについては、仕様書3.7項に規定するものを請負者において取り付けること。

7. 付属品及び予備品等

付属品及び予備品等は、仕様書及び下記の規定により納めること。

なお、付属品及び予備品等は、予め品名、形状、寸法、規格及び数量等を記載した内容の明細書を提出し、監督職員の承諾を得ること。

7.1 付属品等

7.1.1 救助用器材

(7) 携帯用強力ライト 10,000lx×(1m前方)乾電池式 1個
LED仕様とすること。

(8) その他救助に必要とする器材
その他救助に必要とする器材は次のとおりとする。

1) スコップ 1本
ホルダー等により車体ボディに装着すること。

7.1.2 消火器材

(2) 消防用吸管 呼称100、長さ10m(常時接続) 1本
軽量タイプ(重量約3.3kg/m)のものとし、引き上げロープを装着すること。

(11) その他消火に必要とする器材 削 除

7.1.3 付属品

(9) 分解組立工具

1) 一般分解組立工具

削 除

2) 消火装置用工具

削 除

(11) 付属品及び予備品収納箱

削 除

(12) その他消防車に必要な付属品

- 1) 航空無線用車載型受信機及びアンテナ 1組
ただし、無線機、受信機及びアンテナについては、請負者において設置すること。
- 2) 無線用外部スピーカー及びマイク 左右各1組
- 3) バックアイカメラ及びバックアイモニター 1組
ただし、バックアイカメラ及びバックアイモニターについては、請負者において設置すること。
- 4) 支給品移設
〔車載型無線機（出力10w）及びアンテナ（アナログ通信方式）〕 移設 1式
〔車載型無線機（出力 2w）及びアンテナ（デジタル通信方式）〕 移設 1式

7.1.4 添付品

消防車には、下表の消火薬剤等を添付すること。

なお、水成膜泡消火薬剤は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律について」（昭和四十八年十月十六日法律第百十七号）に規定する物質が含有していないこと。

品 名	規 格	数 量
水成膜泡消火薬剤	3%型	400L

7.2 予備品

7.2.4 その他消防車に必要な予備品

その他消防車に必要な予備品は次のとおりとする。

- 1) スタッドレスタイヤ又はスノータイヤ ディスクホイール付 1組
- 2) 冬用スペアタイヤ ディスクホイール付 1組
ただし、消防車本体に装着して納入するタイヤがオールシーズン対応のものである場合には、それと同等のものでこれに代えることができる。
- 3) 冬用ワイパー 1組